

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。	
記 録 項 目	1 防犯登録番号, 2 登録年月日, 3 入力年月日, 4 車体番号, 5 住所, 6 電話番号, 7 氏名, 8 メーカー, 9 車種, 10 塗色, 11 登録取扱店	
記 録 範 囲	自転車防犯登録を受けた者	
記録情報の収集方法	公益財団法人鹿児島県防犯協会からの通知により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

別記
第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	許可等事務総合管理ファイル
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法(昭和24年法律第108号)及び質屋営業法(昭和25年法律第158号)に関する事務、警備業の認定その他警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務、探偵業の届出その他探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。)に関する事務、特定金属くず買受業の届出その他盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「金属盗対策法」という。）に関する事務、猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)に関する事務、風俗営業又は特定遊興飲食店営業(以下「風俗営業等」という。)の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)に関する事務、インターネット異性紹介事業(以下「出会い系サイト事業」という。)の届出その他インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受付警察署、2 受付日時、3 受付番号、4 法人・個人区分、5 申請者性別、6 申請者氏名または名称、7 申請者本籍、8 申請者住所・所在地、9 申請者生年月日、10 営業所名称、11 営業所所在地、12 申請種別、13 代表者又は経営者の氏名、14 代表者又は経営者の性別、15 代表者又は経営者の生年月日、16 代表者又は経営者の本(国)籍、17 代表者又は経営者の住所、18 管理者等の氏名、19 管理者等の性別、20 管理者等の生年月日、21 管理者等の本(国)籍、22 管理者等の住所、23 役員の氏名、24 役員の性別、25 役員の生年月日、26 役員の本(国)籍、27 役員の住所、28 許可管理番号、29 許可等番号等
記録範囲	許可等事務の受付から許可等事務の終了までに必要な情報
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	鹿児島県警察本部長が作成する許可等事務に関する個人情報ファイル簿（警備業者役員等ファイル簿、警備業資格者等ファイル簿、選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル簿、古物商

	等管理ファイル簿、探偵業管理ファイル簿、出会い系サイト事業者管理ファイル簿、猟銃・空気銃等管理ファイル簿、風俗営業等管理ファイル簿)の「訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等」欄に記載する各手続による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課 (所在地) 〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

別記
第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 資格、2 業種等、3 資格者証等の区分、4 交付公安委員会、5 資格者証等番号、6 受理警察署、7 氏名、8 性別、9 生年月日、10 本(国)籍、11 交付年月日、12 書換年月日、13 返納年月日、14 行政処分の登録警察本部、15 処分番号、16 住所、17 処分年月日、18 処分事由、19 送致年月日、20 処分結果	
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る7及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第15条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間	－
備考	

別記
第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業者役員等ファイル
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	1 認定番号、2 認定交付公安委員会、3 主たる営業所が所在する都道府県、4 主たる営業所の営業所番号、5 受理警察署、6 警備業者名、7 警備業者の住所、8 警備業者の電話番号、9 法人等の種別、10代表者の氏名、11代表者の住所、12代表者の性別、13代表者の生年月日、14代表者の本(国)籍、15認定失効の事由、16認定年月日、17更新年月日、18変更年月日、19認定失効年月日、20返納年月日、21主たる営業所の営業所名称、22主たる営業所の所在地、23役員の役職、24役員の氏名、25役員の住所、26役員の性別、27役員の生年月日、28役員の本(国)籍、29営業開始年月日、30営業廃止年月日、31届出公安委員会、32管外営業所名称、33管外営業所所在地、34行政処分の登録警察本部、35処分番号、36処分事由、37処分の種類、38処分年月日、39処分対象者の氏名、40処分対象者の住所、41処分対象者の性別、42処分対象者の生年月日、43処分対象者の本(国)籍、44処分対象者の属性、45送致年月日、46起訴・不起訴の別、47行政処分営業所名称、48行政処分営業所停止期間
記 録 範 囲	警備業者の役員及び代表者
記 録 情 報 の 収 集 方 法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10－1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3、6、7、10、21、22、24、25、32及び33の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11条第1項及び警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)第17条第2項による。機械警備業者に係る1及び2の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 種 別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個 人 情 報 フ ァ イ ル で あ る 旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 の 名 称 及 び 所 在 地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1	
行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 の 概 要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を 受 け る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間	－	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法(昭和24年法律第108号)、質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び特定金属くず買受業の届出その他盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「金属盗対策法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	第1 古物商等 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 許可の種類、6 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本(国)籍、7 行商をしようとする者であるかどうかの別、8 取引にHPを用いるかどうかの別、9 ウェブサイトURL、10主として取り扱おうとする古物の区分、11記事(別項目の入力内容の補足説明)、12代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本(国)籍及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、13営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、14管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本(国)籍及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、15再交付日、16再交付理由、17変更年月日、18変更区分、19返納理由の発生日、20返納理由、21競り売りの形態、22競り売り日時、23競り売り開催場所、24競り売り開催場所を管轄する警察署、25自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26買受けの申込みを受ける通信手段の種類、27競り売りの届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）、28仮設店舗日時、29仮設店舗設置場所、30仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31仮設店舗営業の届出に係る記事(別項目の入力内容の補足説明) 第2 質屋 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本(国)籍、6 営業所の名称及び所在地、7 管理者等の種別、氏名、生年月日、住所及び本(国)籍、8 変更年月日、9 変更区分、10廃業等届出種別、11 廃業(解散・消滅・死亡・取消)日、12休業期間、13再交付日 第3 特定金属くず買受業 1 受理年月日、2 受理警察署、3 届出番号等、4 営業開始届出年月日、5 届出者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍、6 メールアドレス、7 営業所の名称、所轄警察署、所在地、電話番号、金属くずの保管場所の所在地、営業所開設年月日、8 古物商許可の有無、9 古物商許可の許可番号、10古物商許可の許可年月日、11記事(別項目の入力内容の補足説明)、12代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍、記事(別項目の入力内容の補足説明)、13変更年月日、14変更区分、15廃止届出年月日、16 廃止の事由 第4 盗品取扱状況登録 1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 営業所等所在都道府県、6 営業所等整理番号、7 盗品の取扱状況の整理番号、発見年月日、不正申告の有無、区分別、品名、合計数量、買取額又は貸付額

	第 5 行政処分者 1 作成所属、2 許可の種類、3 許可証番号、4 許可年月日、5 処分の種類、6 聴聞公示日、7 処分年月日、8 公告年月日、9 許可取消日、10 処分コード、11 処分理由、12 記事(別項目の入力内容の補足説明)、13 被処分者(被許可者)の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所及び本(国)籍、14 法人代表者の氏名又は名称、生年月日、住所又は居所及び本(国)籍、15 欠格事由該当者となる役員等の氏名、生年月日、住所、本(国)籍及び記事(別項目の入力内容の補足説明)、16 行政処分の対象となる営業所、古物市場の営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、名称、所在地、主たる営業所等の別、所轄警察署及び営業停止期間、17 解任勧告を受けた管理者の氏名、生年月日、住所及び本(国)籍、記事(別項目の入力内容の補足説明)	
記 録 範 囲	古物商、古物市場主、質屋及び特定金属くず買受業	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	第 1 の 6 から 10 及び 12 から 14 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに古物営業法施行規則(平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号)第 5 条第 3 項及び第 6 項による。 第 2 の 5 から 7 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第 4 条第 2 項及び質屋営業法施行規則(昭和 25 年総理府令第 25 号)第 8 条第 1 項による。 第 3 の 5 から 7 及び 12 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、金属盗対策法第 3 条第 2 項及び金属盗対策法施行規則(令和 8 年国家公安委員会規則第 8 号)第 2 条第 2 項による。	
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 種 別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 法令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備 考		

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	出会い系サイト事業者管理ファイル
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	インターネット異性紹介事業(以下「出会い系サイト事業」という。)の届出その他インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号、以下「出会い系サイト規制法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	1届出受理番号、2届出受理課署、3届出受理年月日、4共同事業者番号、5法人・個人の別、6法人の名称、7法人の住所、8代表者の氏名、9代表者の生年月日、10代表者の性別、11代表者の住所、12代表者の本(国)籍、13事務所の所在地、14事務所の電話番号、15事務所のメールアドレス、16事業開始年月日、17事業変更年月日、18事業廃止年月日、19変更の事由又は廃止の事由、20備考、21役員登録の届出受理課署、22役員登録の届出受理年月日、23役員の氏名、24役員の生年月日、25役員の性別、26役員の住所、27役員の本(国)籍、28役員の就任年月日、29役員の退任年月日、30役員の変更の事由又は退任の事由、31呼称等登録の届出受理課署、32呼称等登録の届出受理年月日、33呼称管理番号、34広告又は宣伝で使用する呼称、35送信元識別符号、36児童でないことの確認の方法、37サイト運営開始年月日、38サイト運営終了年月日、39呼称等の変更の事由又は廃止の事由
記 録 範 囲	出会い系サイト事業の開始、変更、廃止の届出をした事業者、共同事業者、当該届出をした事業者又は共同事業者が法人である場合の代表者及び役員
記 録 情 報 の 収 集 方 法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	6から15まで、23から30まで及び34から38までの各記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、出会い系サイト規制法第7条第2項及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第15号)第2条第1項による。

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 種 別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個 人 情 報 フ ァ イ ル で あ る 旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 の 名 称 及 び 所 在 地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課 (所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1	
行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 の 概 要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を 受 け る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間	ー	
備 考		

別記
第 1 号様式（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記 録 項 目	1 認定番号、2 警備業者名、3 受理警察署、4 営業所番号、5 管内営業所名称、6 設置年月日、7 管内営業所所在地、8 管内営業所電話番号、9 取り扱う警備業務の区分、10 警備業務の種別、11 現任責任者講習受講日、12 変更年月日、13 廃止年月日、14 選任警備員指導教育責任者の配置状況、15 選任警備員指導教育責任者の氏名、16 選任警備員指導教育責任者の住所、17 選任警備員指導教育責任者の性別、18 選任警備員指導教育責任者の生年月日、19 選任警備員指導教育責任者の業種等、20 選任警備員指導教育責任者の資格者証の交付公安委員会、21 選任警備員指導教育責任者の資格者証番号、22 基地局番号、23 基地局名称、24 基地局所在地、25 基地局電話番号、26 選任機械警備業務管理者の氏名、27 選任機械警備業務管理者の住所、28 選任機械警備業務管理者の性別、29 選任機械警備業務管理者の生年月日、30 選任機械警備業務管理者の資格者証の交付公安委員会、31 選任機械警備業務管理者の資格者証等番号、32 待機所名称、33 待機所所在地	
記 録 範 囲	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備業者に係る 2、5、7、9、15 及び 16 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第 11 条第 1 項及び警備業法施行規則(昭和 58 年総理府令第 1 号)第 17 条第 2 項による。機械警備業者に係る 1、23、24、26、27、32 及び 33 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第 41 条及び警備業法施行規則第 56 条第 2 項による。	
	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号	

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 種 別	(電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ☒ 無	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個 人 情 報 フ ァ イ ル で あ る 旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 の 名 称 及 び 所 在 地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課 (所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1	
行 政 機 関 等 匿 名 加 工 情 報 の 概 要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を 受 け る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間	－	
備 考		

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	探偵業管理ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	探偵業の届出その他探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記 録 項 目	第1探偵業者 1届出書の受理番号、2受理警察署、3受理年月日、4法人等の種別、5探偵業者(1)商号、名称又は氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)電話番号、6営業所(1)名称(2)住所(3)設置年月日(4)種別、7広告宣伝をする時の名称、8代表者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本(国)籍、9廃止事由、10開始届出年月日、11変更届出年月日、12変更年月日、13廃止届出年月日、14廃止年月日、15訂正年月日 第2役員 1届出書の受理番号、2受理警察署、3受理年月日、4役員(1)役職(2)氏名(3)住所(4)生年月日(5)性別(6)本(国)籍、5開始届出年月日、6変更届出年月日、7変更年月日、8訂正年月日 第3行政処分 1処分公安委員会、2処分番号、3届出書の受理番号、4処分事由、5処分の種類、6処分年月日、7処分対象者の属性、8送致年月日、9起訴・不起訴の別、10廃止命令の有無(事由)、11探偵業者名、12処分対象者(1)氏名(2)住所(3)生年月日(4)性別(5)本(国)籍、13行政処分営業所(1)名称(2)停止期間、14廃止年月日、15訂正年月日	
記 録 範 囲	探偵業者の新規、変更、廃止及び訂正、法人の場合の役員の新規、変更及び訂正、探偵業者の新規行政処分及び処分の訂正	
記録情報の収集方法	届出者からの届出その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	第1の5(1)、5(2)、6(1)、6(2)、6(4)、7、8(1)及び8(2)並びに第2の4(2)及び4(3)までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、探偵業法第4条第2項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号)第3条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号

	政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無	(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする 個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 の 名 称 及 び 所 在 地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課 (所在地) 〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提案をすることができる期間	—	
備 考		

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記 録 項 目	1 許可上申等課及び警察署、2 許可等年月日、3 行政処分等の区分、4 営業停止等の期間、5 送致又は調査終了から処分までの日数、6 営業の種別、7 併設営業の停止処分の有無、8 送致の有無、9 法人・個人の別、10 違反態様等、11 許可番号、12 営業所の名称、13 営業所等の所在地、14 法人名、15 法人の所在地、16 代表者又は経営者の氏名、17 代表者又は経営者の性別、18 代表者又は経営者の生年月日、19 代表者又は経営者の本（国）籍、20 代表者又は経営者の住所、21 管理者等の氏名、22 管理者等の性別、23 管理者等の生年月日、24 管理者等の本（国）籍、25 管理者等の住所、26 役員の氏名、27 役員の性別、28 役員の生年月日、29 役員の本（国）籍、30 役員の住所、31 広告宣伝で使用する呼称、32 客の依頼を受ける方法、33 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、34 自動公衆送信装置設置者の氏名又は名称、35 自動公衆送信装置設置者の住所、36 電気通信設備の設置場所、37 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、38 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の名称、39 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する識別番号等の付与者の代表者の氏名、40 許可管理番号、41 認定番号、42 開始届出番号、43 届出確認書等の書面の種別、44 届出確認書等の交付年月日、45 届出確認書等の交付番号、46 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、47 受付所・待機所の別、48 映像伝達用設備を識別するための電話番号等、49 行政処分番号
記 録 範 囲	風俗営業等の許可を受けた者、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者並びに行政処分を受けた者
記 録 情 報 の 収 集 方 法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	警察庁

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14から16まで、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第9条第3項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。)第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21及び25の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び47の訂正は、同条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで20、31、33から35まで及び48の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20、21、25及び33の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る13から16まで、20、31及び33の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで及び20の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考		

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記 録 項 目	1 銃種、2 許可証番号、3 本(国)籍、4 住所、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 登録事由発生年月日、9 許可番号、10 有効期間、11 型式・メーカー名・モデル名等 12 銃口径、13 銃特徴、14 銃番号、15 銃全長、16 銃身長、17 適合実(空)包、18 替え銃身本数、19 替え銃身、20 用途別、21 管轄警察署、22 追加打刻番号、23 記事、24 取消事由又は失効事由、25 問題銃状態	
記 録 範 囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者(第9条の6第2項の規定により届出があった場合)、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者(第9条の11第2項の規定により届出があった場合)、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者(第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合)	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3 から 6 まで、15、16 及び 18 から 20 までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第32条による。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする	該当	

個 人 情 報 フ ァ イ ル で あ る 旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 の 名 称 及 び 所 在 地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課
	(所在地) 〒890－8566 鹿児島市鴨池新町10－1
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を 受 け る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間	－
備 考	

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	保護事案管理ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法等に基づく保護取扱時の速やかな身柄の引き継ぎや、適切な関係機関への通報等に資することを目的とする。	
記 録 項 目	1 保護年月日，2 取扱所属，3 保護取扱者，4 保護の区分，5 酷規法第7条通報の有無，6 保護の法的根拠，7 発見年月日時，8 発見の端緒，9 精神保健福祉法第23条通報の有無，10 保護の場所，11 外傷等の状況，12 身柄の措置，13 簡裁等への通知，14 発見状況等情報，15 備考（処理結果），16 被保護者国籍・本籍・住所・異名有無・生年月日・性別・職業・身体特徴等・認知症の疑いの有無，17 保護延長の有無，18 引取者住所・氏名・続柄・連絡先	
記 録 範 囲	被保護者 引取者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	被保護者，引取者，関係者等からの聴取，提供等 保護対応	
要配慮個人情報が含まれるときは，その旨	含む	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿搭載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防止するため。	
記録項目	1 案件年、2 案件種別、3 案件番号、4 資料名、5 住所、6 氏名、7 電話番号	
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者	
記録情報の収集方法	警察庁からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	青色防犯パトロール団体ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	青色防犯パトロールに関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1氏名、2年齢、3住所、4電話番号、5緊急時の連絡先、6車名及び型式、7種別及び用途、8塗色、9車体の形状、10自動車登録番号又は車両番号、11車台番号、12使用の本拠の位置、13所有者、14使用者、15申請者と車両の使用者との関係、16パトロール実施者名、17パトロール実施者証交付年月日・証明書番号	
記録範囲	青色防犯パトロールの証明書及び実施者証の交付を受けた者	
記録情報の収集方法	青色防犯パトロール実施希望団体からの申請により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		